

2. 緑の基本計画の策定等に関する資料

(1) 鎌倉市緑の基本計画の経過概要

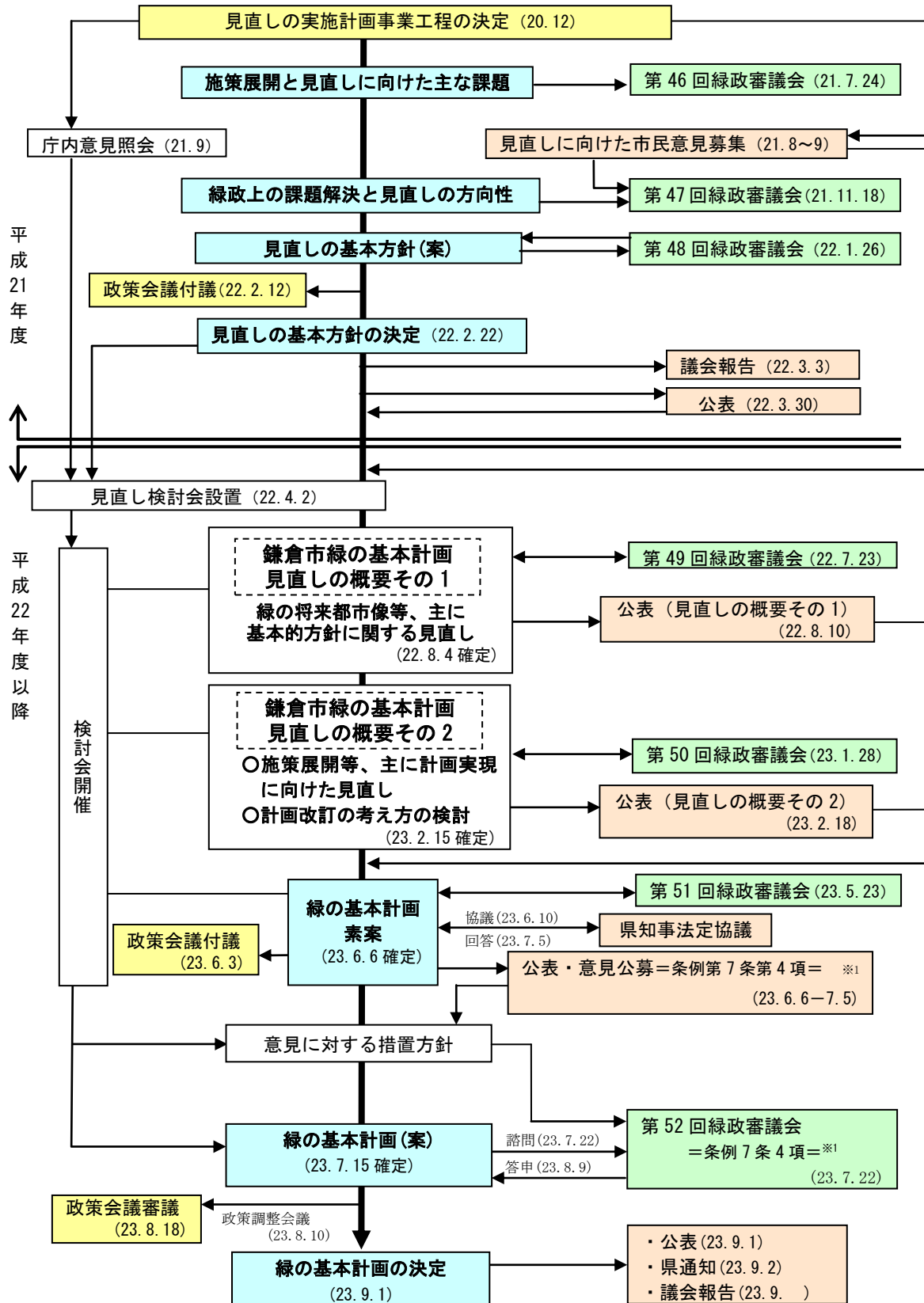
■鎌倉市緑の基本計画策定(平成8年4月)・一部改訂(平成13年6月)・改訂(平成18年7月)の経過

年	月	日	項目・内容等	備考
平成6	6	24	(都市緑地保全法改正)	緑の基本計画制度創設
平成7	5	12	緑の基本計画策定委員会設置	第1回委員会開催 (H8.3.18まで8回開催)
平成8	2	5	鎌倉市緑化審議会へ諮問	緑の基本計画素案について
	2	6	市民への素案公開及び意見書提出	H8.2.20まで
	2	27	鎌倉市緑化審議会から答申	緑の基本計画素案について
	3	6	緑の基本計画案確定	
	3	29	緑の基本計画確定	
	4	1	緑の基本計画公告	
			神奈川県知事への通知	緑の基本計画策定についての通知
平成12	5	26	第14回鎌倉市緑政審議会に緑の基本計画見直し作業について報告	
			鎌倉市緑政審議会越澤会長職務代理の専門的助言を受けながら見直し	
	7	31	第15回鎌倉市緑政審議会に報告	見直しの基本方針
平成13	1	19	第17回鎌倉市緑政審議会に報告	構成・内容について
	3	28	第18回鎌倉市緑政審議会に諮問	緑の基本計画(案)
	5	8	緑の基本計画(案)を公表・市民の意見聴取	H13.5.22まで
	6	1	第19回鎌倉市緑政審議会から答申	緑の基本計画(案)
	6	8	緑の基本計画確定・公告	見直し終了
	6	11	神奈川県知事への通知	計画改訂について通知
	7	15	見直し終了について市広報に掲載	
平成16	6	18	(都市緑地法改正)	新制度創設、緑の基本計画制度充実
	12	22	緑の基本計画改訂検討会設置	
平成17	2	1	緑の基本計画見直しについて市民からの意見を募集	市広報・ホームページ・印刷物
	3	28	第31回鎌倉市緑政審議会に報告	見直しの基本方針(案)
	3	31	緑の基本計画見直しの基本方針決定	
	4	22	緑の基本計画見直しの基本方針と、緑行政に対する市民意見等を公表	ホームページ・印刷物
	7	8	第32回鎌倉市緑政審議会に報告	見直し・改訂の概要その1(案)
	7	25	見直し・改訂の概要(その1)確定	ホームページ・印刷物で公表
	11	22	第33回鎌倉市緑政審議会に報告	見直し・改訂の概要その2(案)
	12	2	見直し・改訂の概要(その2)確定	ホームページ・印刷物で公表
	12	14	鎌倉市議会12月定例会に報告	緑の基本計画見直しの状況
平成18	1	23	緑の基本計画(素案)を確定	
	1	24	第34回鎌倉市緑政審議会に報告	緑の基本計画(素案)
	1	30	神奈川県知事協議	都市緑地法第4条第6項
	2	15	鎌倉市議会2月定例会に報告	緑の基本計画(素案)
	2	中	素案の市民説明会	5回開催
	3	2	鎌倉市議会2月定例会に報告	計画確定に向けたスケジュール
	3	15	神奈川県知事回答	
	3	27	緑の基本計画(案)を確定	
	3	30	第35回鎌倉市緑政審議会に諮問	緑の基本計画(案)
	4	3	案の縦覧と意見募集	市広報・ホームページ
	5	19	第36回鎌倉市緑政審議会から答申	緑の基本計画(案)
	7	24	緑の基本計画を確定・広告・県知事に通知	都市緑地法第4条第7項

■鎌倉市緑の基本計画改訂(平成23年 月)の経過

年	月	日	項目・内容等	備考
平成21	7	24	第46回鎌倉市緑政審議会に報告	課題の整理
	8~9		見直しに向けた市民意見を募集	
	11	18	第47回鎌倉市緑政審議会に報告	課題解決の方向性、市民意見等
平成22	1	26	第48回鎌倉市緑政審議会に報告	見直しの基本方針(案)・進め方
	2	12	政策会議に付議	見直しの基本方針(案)
	2	22	見直しの基本方針決定	
	3	3	鎌倉市議会3月定例会に報告	見直しの基本方針
	3	30	緑の基本計画見直しの基本方針を公表・方針に対する市民意見募集	
	4	2	緑の基本計画見直し検討会設置	
			4月22日~6月21日 検討会3回開催	
	7	23	第49回鎌倉市緑政審議会に報告	緑の基本計画見直しの概要その1(案)
	8	4	緑の基本計画見直しの概要その1確定	
	8	10	緑の基本計画見直しの概要その1を公表・関係機関・市議会議員等送付・市民意見募集	
			8月27日~12月21日 検討会5回開催	
平成23	1	28	第50回鎌倉市緑政審議会に報告	緑の基本計画見直しの概要その2(案)
	2	15	緑の基本計画見直しの概要その2確定	
	2	18	緑の基本計画見直しの概要その2を公表・関係機関・市議会議員等送付・市民意見募集	
	2	23	緑の基本計画見直しの概要その1に対する市民意見に対する措置方針を公表	
			2月28日~5月16日 検討会1回開催(他に検討会委員の意見照会1回)	
	5	23	第51回鎌倉市緑政審議会に報告	緑の基本計画(素案)・市民意見に対する措置方針
	6	3	政策会議に付議	緑の基本計画(素案)
	6	6	緑の基本計画(素案)を確定	
			パブリックコメントの実施	鎌倉市意見公募手続条例・緑の基本計画(素案)の貸出(~H23.7.5)
	6	10	神奈川県知事協議	都市緑地法第4条第6項
			6月11日~7月1日 検討会1回開催	
	6	14	鎌倉市議会6月定例会に報告	緑の基本計画(素案)
	7	5	神奈川県知事回答	
			市民意見に対する措置方針の公表	
			緑の基本計画(案)を確定	
	7	22	第52回鎌倉市緑政審議会に諮問	緑の基本計画(案)
	8	9	緑政審議会から答申	
	8	10	政策調整会議付議	緑の基本計画(案)
	8	18	政策会議審議	
	9	1	緑の基本計画を確定・広告	都市緑地法第4条第7項
	9	2	神奈川県知事に通知	都市緑地法第4条第7項

■鎌倉市緑の基本計画改訂のフロー



※1 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく規定です。

(2) 改訂(平成 23 年)の主な内容

- 計画の基本理念など、従前の「緑の基本計画」の基本的な方針を継承し、計画内容の補強・補充を中心とした改訂としました。
- 鎌倉のめざすべき緑として、新たに「生活快適性向上」の機能を加えて、緑の配置の方針を示しました。
- 「暮らしを支え豊かにする緑」「生物多様性保全」の充実の視点にたつて、流域を踏まえた地域別の方針を示しました。
- 改訂後の計画目標年次を 2030 年(平成 42 年)、中間年次を 2020 年(平成 32 年)としました。
- 施策展開の可能性と事業展開の柔軟性を向上させるための新たな施策体系を示しました。

1) 見直しの基本方針(平成 22 年 2 月 22 日決定)の要旨

- 緑の基本計画見直しの趣旨
鎌倉市緑の基本計画は、都市緑地法に基づく、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画として、平成 8 年に策定、平成 13 年に一部改訂、平成 18 年に全面改訂し、これまで「保全すべき緑地の確保」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「市民との連携の推進」に係る多くの施策展開と、その取り組みにより、着実な成果をあげてきました。
このたび、定期的な計画見直し時期を迎え、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画充実を求める市民の期待に応えるため、見直しを行うものです。
- 見直しの基本方針
 - (1) 基本的方針の継承
実現途上にある計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針は、引き続き継承し、国・県の動向及び関連する行政計画の改訂の状況等を踏まえ、充実を図ります。
 - (2) グリーン・マネジメントの更なる実践
歴史的・文化的資源と一体となった緑の保全・整備・管理、地球環境問題の解決に向けた鎌倉市の姿勢や具体的な取り組みなど、緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方の更なる実践を進め、本市の財政環境を踏まえた上で、実効性の高い充実した施策の方向性を検討します。
 - (3) 緑政上の課題の解決
(仮称)山崎・台峯緑地の保全を確実にするための施策方針、地域・地区レベルの緑地保全などの緑政上の課題を解決するための具体的な方向性と、市民の素敵な身近な暮らしの場を担保していく施策展開の方向性を検討します。
 - (4) 施策・事業の再構築
市民の発意と行政との連携で緑豊かなまちづくりに結びつけることができる施策・事業の方向性をはじめ、施策展開の可能性と事業展開の柔軟性を高めるための施策体系を検討します。
 - (5) 計画の実現性の向上
関係する法制度の改正状況などに留意して、本市の緑の基本計画の高い専門性と先進性を維持しつつ、市民、土地所有者、関係機関等の理解と協力を得るためにも、より具体的な施策の方向性を検討します。

2) 改訂の主な内容

① 基本の方針の継承

【基本の方針の継承】

- 鎌倉市は、平成8年4月に全国に先駆けて緑の基本計画を策定し、計画の基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めて、緑の将来都市像の実現に取り組んできました。
- これまでの改訂の中でも計画内容の充実を図るなどしてきましたが、計画の基本理念等の基本の方針はこれまでも継承してきました。
- 今回の改訂では、緑の基本計画が中長期的な視点にも立った計画であるとの趣旨を踏まえ、実現途上にある計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本の方針を引き続き継承し、リーディング・プロジェクトは継承して、充実を図りました。

【国・県の動向等への対応】

- 国・県の動向を踏まえるものとし、地球温暖化問題への対応、生物多様性保全の考え方の充実等の社会的要請に応えるための補強・補充を行いました。

② グリーン・マネジメントの更なる実践

【グリーン・マネジメントの実践】

- 計画の進捗に応じ、リアルタイムでの施策展開を可能とするために、「鎌倉市のみどり」を計画書の一部として位置付けました。
- これまでの計画では、鎌倉のめざすべき緑を「歴史文化」「生物多様性」等の視点から緑の機能を評価して、緑の配置の方針を示してきましたが、新たに地球温暖化問題への対応等の社会的要請を踏まえ、「生活快適性向上」の機能を加えて緑を評価しました。

【財政環境を踏まえた実効性の高い施策の方向性】

- 市独自の制度である、保存樹木・樹林制度、緑地保全契約制度等について、同様の効果を期待する制度・事業の効率の運用の方向性を示しました。
- ・これまでも候補地として示してきた、地域制緑地の指定を積極的に行う方向性を示しています。

③ 緑政上の課題の解決

- これまでの確実な計画の進捗と土地利用動向、新たな緑の機能を踏まえ、また、これまでの施策展開等を反映させて、保全対象緑地等の追加・修正を行いました。
- (仮称)山崎・台峯緑地の保全方策を定め、また、地域・地区レベルでの緑地保全要請等への対応として「市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地保全」の制度を新たに示し、市民の身近な緑を担保していく方策を示しました。

④ 施策・事業の再構築

- 「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、「緑の将来都市像の実現」という視点に立ち、施策展開の可能性と事業展開の柔軟性を向上させるため、施策と事業の混在を整理した上で、市民の発意と行政の連携により豊かなまちづくりを進めていく方向性を含む新たな施策体系を示しました。

⑤ 計画実現性の向上

- 施策展開の可能性と事業展開の柔軟性を向上させた新たな施策体系を示し、専門性・先進性を維持しつつ、更に柔軟に緑地保全等に対応することを可能にしました。
- 緑の基本計画に基づくこれまでの実績と、計画に示した緑地指定等の実現性を踏まえて、改訂後の計画目標年次を2030年(平成42年)、中間年次を2020年(平成32年)としました。
- 流域を踏まえた上で、地域別の方針を示し、流域ごとの緑の考え方を反映することを可能にしました。

(3) 主な条例・要綱等^{*1}

1) 条例

① 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例

平成9年7月4日 条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、本市の緑の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑の保全及び創造に関する施策について必要な事項を定めることにより、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

(2) 緑 緑地及び街路樹、庭に植栽される樹木等その他これらに類する樹木等で良好な自然的環境の形成に寄与しているものをいう。

(3) 土地所有者等 緑を所有し、管理し、または占有している者をいう。

(基本理念)

第3条 緑の保全及び創造は、本市の歴史的、文化的環境を確保し、潤いと安らぎのある都市環境を形成し、健全な生態系を保持し、人と自然との豊かな触れ合いを確保し、及び災害に強く安全な都市をつくる上で、緑が極めて重要であることから、これを良好な状態で将来の世代に継承することを目的として行われなければならない。

2 緑の保全及び創造は、市、土地所有者等、市民及び事業者が緑の重要性を認識し、相互に協力することにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める緑の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、緑の保全及び創造についての施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、緑の状態、土地の所有及び土地利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等、市民及び事業者の責務)

第5条 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、緑の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する緑の保全及び創造についての施策に協力しなければならない。

(緑政審議会)

第6条 市長の附属機関として、鎌倉市緑政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、緑の保全及び創造についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、緑の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、市議会議員、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(緑の基本計画)

第7条 市長は、緑の保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び創造についての基本的な計画(以下「緑の基本計画」という。)を定めなければならない。

2 緑の基本計画は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の内容を満たすものでなければならない。

3 緑の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑の保全及び創造についての目標

(2) 緑の保全及び創造の施策についての事項

(3) 緑の配置の方針についての事項

(4) その他緑の保全及び創造の施策の推進のため必要な事項

4 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、土地所有者等、市民及び事業者の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

5 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

(施策実施のための措置)

第8条 市長は、緑の基本計画に基づき、緑の保全及び創造についての施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(推進地区の指定)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する緑地を緑地保全推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

(1) 歴史的、文化的環境を確保するために保全することが必要な緑地

(2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な緑地

(3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な緑地

(4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するため

^{*1} 条例・要綱等は「別表」「様式」等を一部省略しています。

- に保全することが必要な緑地
- (5) 災害に強く安全な都市をつくるために保全することが必要な緑地
- 2 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする地区内の土地の所有者の意見を聴くよう努めるとともに、審議会に諮問しなければならない。
- (推進地区の案の縦覧等)
- 第 10 条 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、あらかじめ指定の趣旨及び内容を公告し、その案を当該公告の日から 14 日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。
- (推進地区の指定の告示等)
- 第 11 条 市長は、推進地区の指定をしたときは、これを告示しなければならない。
- 2 市長は、推進地区の指定をしたときは、当該推進地区内に標識を設置するものとする。
- (推進地区の指定の変更等)
- 第 12 条 第 9 条第 2 項、第 10 条及び前条第 1 項の規定は、推進地区の指定の変更及び解除について準用する。
- (推進地区内の行為の協議)
- 第 13 条 推進地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、災害のための必要な応急措置及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りでない。
- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採又は移植
 - (4) 水面の埋立て
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
- (助言及び指導)
- 第 14 条 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為をしようとする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。
- (保存樹木等の指定等)
- 第 15 条 市長は、樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、保存樹木等の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする樹木又はその集団の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)の承諾を得なければならない。
- 3 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、その所有者等にその旨を通知するとともに、当該指定を表示する標識を設置するものとする。
- 4 保存樹木等の指定期間は、3 年とする。ただし、市長は、必要に応じ、指定期間の更新を行うことができる。
- (保存樹木等の保存義務)
- 第 16 条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。
- 2 市民及び事業者は、保存樹木等が大切に保存されるように協力しなければならない。
- (保存樹木等に係る届出)
- 第 17 条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- (保存樹木等の指定の解除)
- 第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。
- (1) 前条第 1 項の規定による届出があった場合でやむを得ないと認めるとき。
 - (2) 前条第 2 項の規定による届出があったとき。
 - (3) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。
- 2 市長は、保存樹木等の指定を解除したときは、その所有者等にその旨を通知しなければならない。
- (緑化の推進)
- 第 19 条 市長は、緑化の目標についての基準(以下「緑化基準」という。)を定め、これに基づき、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎等の公共施設の緑化を推進するものとする。
- 2 市民は、緑化基準に基づき敷地の緑化に努めるとともに、地域における緑化の推進活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、緑化基準に基づき、その設置し、又は管理する工場、事業所等の緑化に努めなければならない。
- (支援及び助成)
- 第 20 条 市長は、推進地区内の樹木等及び保存樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、それらの所有者等に対し、必要な支援をし、又は予算の範囲内で助成することができる。
- 2 市長は、緑化の推進を図るため必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な支援をし、又は予算の範囲内で助成することができる。
- (買取りの申出)
- 第 21 条 推進地区内の土地の所有者で規則で定めるものは、当該土地の市による買取りを希望するときは、市長に対し、その旨を申し出ることができる。

(緑地保全基金等による買入れ等の手続)

第 22 条 市長は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 61 年 3 月条例第 21 号)第 1 条の鎌倉市緑地保全基金等をもって緊急かつ必要な緑地の買入れ等を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第 23 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第 13 条の規定による協議をしない者
- (2) 第 14 条の指導に従わない者
- (3) 第 17 条第 1 項の規定による届出をしない者又は当該届出の際虚偽の届出をした者

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第 24 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。
(緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例の廃止)

- 2 鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例(昭和 47 年 10 月条例第 22 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成 8 年 4 月 1 日に策定された鎌倉市緑の基本計画は、第 7 条第 1 項の規定により定められた緑の基本計画とみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により指定されている保存樹木等に関する取扱いについては、その指定期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

付 則(平成 17 年 2 月 16 日条例 10)

この条例は、公布の日から施行する。

有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める事業の推進に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

②鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例

昭和 61 年 3 月 29 日 条例第 21 号

(趣旨・設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、本市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、鎌倉市緑地保全基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法をもって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて、確実かつ

2) 要綱等

① 鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱

平成 12 年 5 月 31 日 告示 42 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、まち並みのみどりの推進を図るため、本市において接道部の緑化(以下「接道緑化」という。)をする者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 建物敷地のうち道路(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路をいう。)に接する部分をいう。
- (2) 生け垣 樹高のほぼ均一な樹木を列状に植え並び、竹、丸太等を補助材料に用いたかきねをいう。
- (3) 高木 植栽時の樹高が 3 メートル以上の樹木をいう。
- (4) 中木 植栽時の樹高が 1.5 メートル以上 3 メートル未満の樹木をいう。
- (5) 低木 植栽時の樹高が 1.5 メートル未満の樹木をいう。
- (6) 建物敷地 住宅、店舗、事務所等の建物の存する土地をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内において建物敷地を所有し、又は使用する者で、当該建物敷地の接道緑化をするものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 販売を目的として所有建物敷地の接道緑化をする者
- (2) 鎌倉市開発事業指導要綱(平茂る 7 年 9 月告示第 102 号)の規定により接道緑化をする者

(補助金の交付対象基準)

第 4 条 補助金の交付対象となる接道緑化の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に設置の必要があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 接道緑化の延長が 3 メートル以上であること。
- (2) 接道面から 3 メートル以内に植栽される樹木又は設置される生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせたときは、生け垣より建物敷地の内部に植栽される中木及び低木は、補助対象としない。
- (3) 生け垣は、植栽時の高さが 0.5 メートル以上であり、かつ、植栽本数は、0.9 メートルにつき 2 本以上であること。

- (4) 樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、接道緑化に係る工事に要する樹木費、資材費及び手間賃を基礎に算出して、市長が別に定める標準経費(工事予定額が当該標準経費に満たない場合は、当該工事予定額とする。)の 1/2 の額(次に掲げる地区内において接道緑化の取り決めがある場合は 2/3 の額)とし、150,000 円を限度とする。

- (1) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 14 条第 1 項及び第 20 号第 1 項に規定する緑地協定地区
 - (2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条の 5 第 1 項の規定により地区計画が定められた地区
 - (3) 鎌倉市まちづくり条例(平成 7 年条例第 4 号)第 11 条第 1 項に規定するまちづくり推進地区及び第 28 条第 1 項に規定する自主まちづくり計画策定地区
 - (4) 鎌倉市都市景観条例(平成 7 年 9 月条例第 10 号)第 8 条第 1 項に規定する景観形成地区
- 2 前項の補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、接道緑化の工事に着手する前に、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書(第 1 号様式)に見取図及び現況写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定・通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により通知するものとする。

(完了届)

第 8 条 前条の規定による通知を受けた者は、接道緑化の工事を完了したときは、まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書(第 3 号様式)に完成写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 9 条 市長は、前条の規定により、接道緑化工事の完了の届出があったときは、当該緑化工事完了の確認を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金受領者の遵守事項)

第 10 条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、次の各号に掲げる行為を遵守しなければならない。

- (1) 接道緑化工事を完了した日から 5 年間は、樹木を伐採しないこと。
- (2) 植栽した樹木の健全な育成に努めること。

(補助金の交付決定の取消し、返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又

は補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1)申請について不正行為があったとき。
- (2)前条各号に規定する補助金受領者の遵守事項に違反したとき。

(準用)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月告示第23号)を準用する。

②鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱

昭和56年3月31日告示第127号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の街区公園並びに鎌倉市児童遊園等に関する規則(平成8年3月規則第34号)に規定する児童遊園、子どもの遊び場、子どもの広場及び青少年広場(以下「街区公園等」という。)の美化及び施設の保全等のための維持管理活動を地域住民と一体となって行うためにその実施団体を育成し、もって公共施設愛護思想の普及及び向上を図ることを目的とする。

(愛護会の設立)

第2条 前条の目的に賛同する町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体は、公園愛護活動(同条に規定する維持管理活動をいう。以下同じ。)を行う団体(以下「愛護会」という。)を設立することができる。

(設立届)

第3条 愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立届書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 愛護会の会長は、原則として公園愛護活動を実施する団体の代表者とする。

(対象街区公園等)

第4条 愛護会が対象とする街区公園等は、当該町内会又は自治会の区域内にある街区公園等で、市が管理しているものとする。

(活動内容)

第5条 愛護会が行う公園愛護活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)公共施設愛護思想の普及
- (2)街区公園等の清掃 月1回以上
- (3)街区公園等の除草 4月から10月までの間に適宜
- (4)破損遊具等の連絡
- (5)その他必要な活動

(変更の届出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに公園愛護会変更届書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

- (1)愛護会の名称及び役員に変更があったとき。

(2)実施団体に変更があったとき。

(3)対象の街区公園等を変更しようとするとき。

(指導及び連絡)

第7条 市長は、必要に応じ、公園愛護活動の実施状況を調査し、その活動内容等に関し、指導及び助言をするものとする。

2 活動内容に係る連絡は、公園管理の事務を所管する課等で行うものとする。

(報償金)

第8条 市長は、愛護会に対し別表に定める報償金を交付することができる。

(報償金の交付)

第9条 前条の報償金は、毎年度9月及び3月に分割交付する。

2 報償金の交付を受けようとする愛護会は、公園愛護活動報告書(第3号様式)に公園愛護活動の実施が確認できる写真を添付して、市長にその活動状況を報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、報償金を交付するものとする。

(報償金交付の取消し及び変更)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、報償金交付を取り消し、又はその額を変更することができる。

- (1)愛護会が、虚偽の報告をしたとき。
- (2)街区公園等の廃止その他の理由により、報償の必要を認めなくなったとき。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月31日告示165)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成8年3月27日告示212)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日告示362)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(4) その他

○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定に関する資料

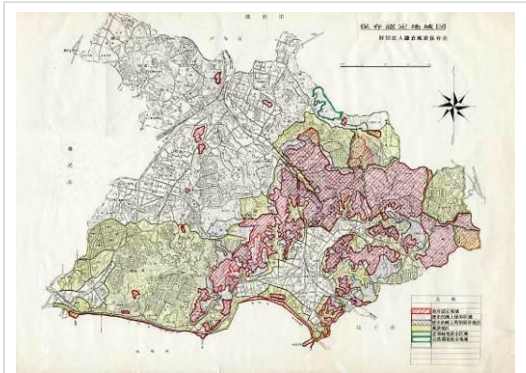
- ・昭和 30 年代から 40 年代の首都圏への人口集中の影響から、本市においても「昭和の鎌倉攻め」とも言われる急激な都市化が進み、市域面積の約 8 分の 1 にあたる約 500ha の樹林が消滅しました。



■昭和 39 年(1964 年)の御谷
開発の波が鶴岡八幡宮の裏山まで押し寄せました。

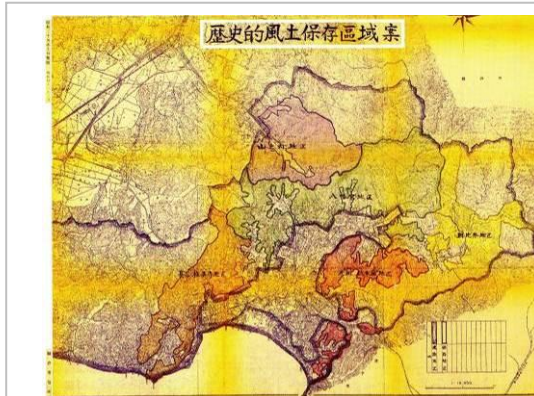


■現在の御谷
古都保存法による歴史的風土特別保存地区に指定されています。



■鎌倉風致保存会が市民とともに作成した「認定区域図」

- 鶴岡八幡宮裏山の「御谷」を宅地開発の波から守るための市民運動（御谷騒動）をきっかけとして、鎌倉風致保存会が誕生しました。
- 風致保存会は、「将来保存すべき区域」を、多くの市民とともに作成した「認定区域図」で示しました。
- 風致保存会による認定区域は、その後に、国が専門家による見地も踏まえて指定した「歴史的風土保存区域」と概ね同じ区域を示しており、非常に先見性の高いものであったといえます。
- 昭和 41 年(1966 年)に、歴史的風土保存区域が初めて指定された際の指定図等を以下に示します。



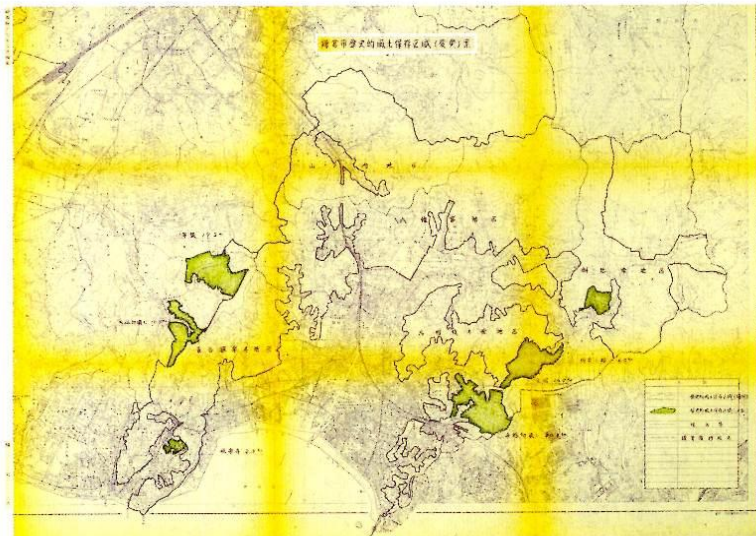
- ① 全図版は神奈川県庁の保存文書。
- ② 昭和 30 年代末、鎌倉の鶴岡八幡宮の裏まで迫った宅地開発に対して、大佛次郎など地元文化人が立ち上がり、昭和 39 年 12 月、財団法人鎌倉風致保存会を結成して開発予定地の土地を買取った。これは我が国初のナショナルトラスト運動であり、これが契機となり、昭和 41 年 1 月、超党派の議員立法によって古都保存法（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）が制定された。
- ③ 古都保存法は古代から室町時代まで朝廷、幕府が置かれた京都、奈良、鎌倉と飛鳥・藤原京など 4 地域 10 都市に適用された。古都保存行政の根幹である歴史的風土保存区域と歴史的風土保存計画は、総理府の歴史的風土審議会が原案を答申し、地元の公共団体の意見を聞いて、内閣総理大臣が決定した。平成 13 年の中央省庁再編により古都保存行政は国土交通省に移管された。
- ④ 鎌倉では昭和 41 年に歴史的風土保存区域が指定され、昭和 47 年に拡大された。その公文書は神奈川県庁に保存されており、神奈川県庁のご厚意により掲載する。

※新都市(平成 21 年 12 月号 財団法人都市計画協会)より転載



- ①歴史的風土保存区域とは、歴史上意義を有する建造物・遺跡と自然的環境が一体となり、我が国の伝統と文化を具現化している区域である。その極要部は歴史的風土特別保存地区として都市計画決定され、我が国の法律で初めて土地の利用・行為を厳しく制限する代わりに、損失補償として国庫補助による土地の買い取りを制度化した。その結果、鎌倉の山並みと切り通し、奈良の若草山と平城宮跡、京都の三山と嵯峨野、明日香の宮跡・古墳などの自然環境が保存された。
- ②文書1～4は昭和41年の当初決定に関する公文書で内閣総理大臣佐藤栄作の名により、文書5～8は昭和47年の区域拡大に関する公文書で内閣総理大臣田中角栄の名前により、歴史的風土保存区域が決定されている。
- ③歴史的風土審議会の第1号答申は古都保存の取り組みの意義と重要性を格調高く述べているが、今日では、その全文はほとんど知られていない。
- ④昭和41年、鎌倉の歴史的風土保存区域の政府原案に対して、神奈川県庁と鎌倉市は同一の修正意見を総理府に回答しており、その修正意見を内閣府は採用した。

図面 C



※新都市(平成21年12月号 財団法人都市計画協会)より転載

○円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(平成19年2月14日国土交通省告示第130号)

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という。)は、三浦半島北部の横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏の緑地ネットワークを構成する多摩・三浦丘陵における重要な大規模緑地である。

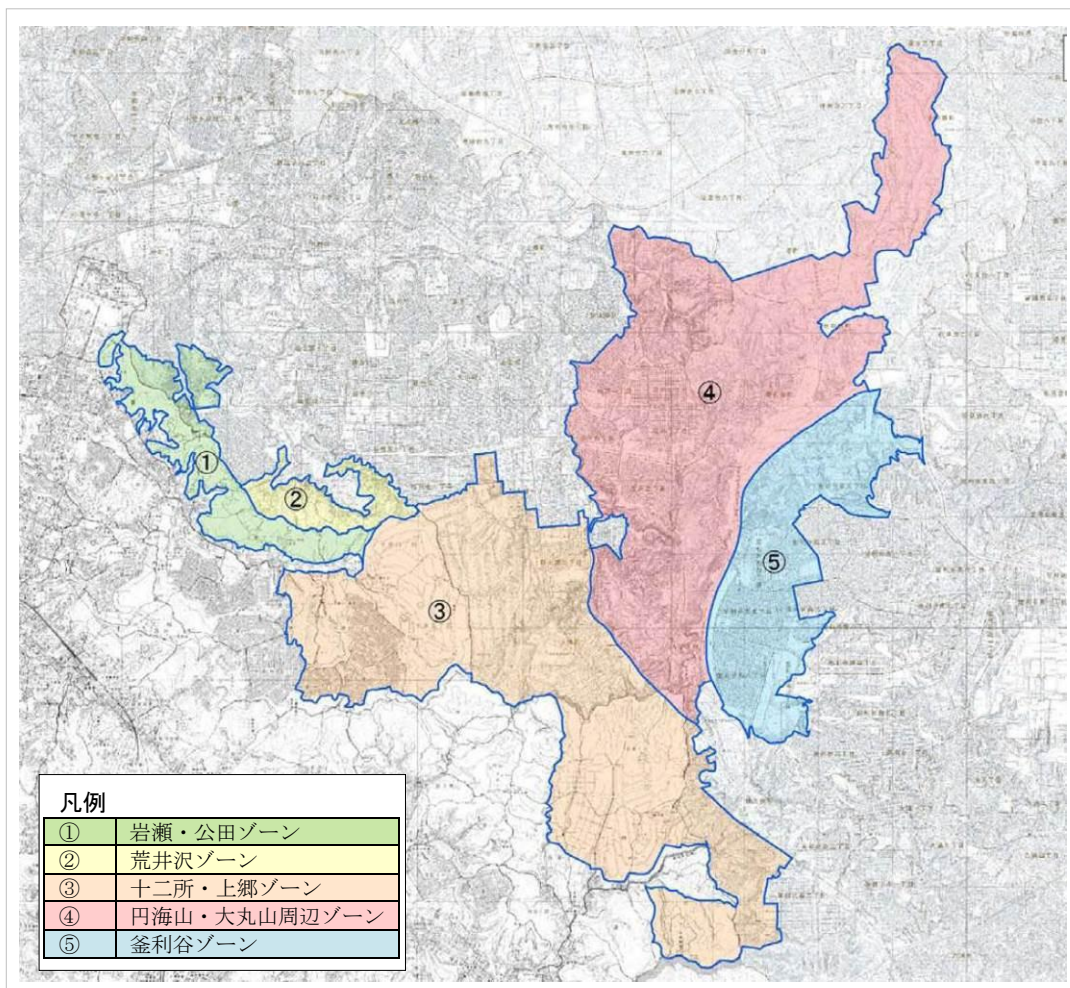
本保全区域においては、三浦半島へと伸びる丘陵の枢要な緑地が、まとまりのある連続的な自然環境を形成するとともに、南側に広がる鎌倉市の歴史的風土と一体となり周辺の居住地や観光地に対して広域的な自然景観を提供している。また、同保全区域内は、首都圏住民が身近に自然とふれあう場を有し、地域における貴重種を含む多種の動植物が生息生育するなど、多様な機能を有する首都圏近郊における貴重な緑地となっている。

しかしながら、本保全区域は、周辺の幹線道路の整備による交通利便性の向上等に伴い、都市的な土地利用の拡大が懸念される地域の中にある地区でもある。

当該保全区域を自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点等から整理すると、①「岩瀬・公田ゾーン」、②「荒井沢ゾーン」、③「十二所・上郷ゾーン」、④「円海山・大丸山周辺ゾーン」及び⑤「釜利谷ゾーン」の5つに分けられる。

- ①鎌倉市岩瀬・今泉及び横浜市栄区公田中谷地区に位置する「岩瀬・公田ゾーン」は、保全区域北西部の丘陵にあって、円海山・大丸山周辺ゾーンへと伸びる枢要な緑地が形成されているゾーンである。また、鎌倉市の歴史的風土保存区域と一体となって、周辺の市街地に対して自然景観を提供している。
- ②横浜市栄区公田荒井沢地区に位置する「荒井沢ゾーン」は、栄区を東西に流れるいたち川のひとつの流域であり、斜面樹林に囲まれた湿地、農地等で構成される谷戸の地形で構成されるゾーンである。また、荒井沢市民の森を中心に、自然体験等の活発な活動がなされている場がある。

■近郊緑地保全計画ゾーニング図



- ③ 県道23号より西側の鎌倉市今泉台・十二所等及び横浜市栄区上郷等に位置する「十二所・上郷ゾーン」

は、鎌倉市の歴史的風土保存区域と横浜市の円海山・大丸山周辺ゾーンの緑地を繋いでいるゾーンである。また、歴史的風土保存区域へと続く散策路や散在ガ池周辺等の緑地は、多くの首都圏住民にとって自然とのふれあいの場となっている。

- ④ 県道 23 号と横浜横須賀道路の間の横浜市栄区庄戸・磯子区氷取沢等に位置する「円海山・大丸山周辺ゾーン」は、本保全区域において最も重要な骨格的緑地があり、二次林を中心とする樹林や横浜市内を流れる大岡川やいたち川の源流域等で構成される樹林地及び水辺地とが一体となり良好な自然環境が形成されているゾーンである。また、自然観察の森、市民の森、散策路等が整備され、自然とのふれあい体験の場として、多くの首都圏住民により利用されているとともに、横浜市栄区や金沢区等の周辺の市街地に対して、広域的な自然景観を提供している。
- ⑤ 横浜横須賀道路の東側の横浜市金沢区釜利谷等に位置する「釜利谷ゾーン」は、金沢区の市街地に対して、保全区域の重要な緑地である円海山・大丸山周辺ゾーンとの間の緩衝帯となっている。また、金沢自然公園、市民の森、円海山・大丸山周辺ゾーンへと続く散策路等の様々な施設が整備され、保全区域の中でも最も利用がなされているゾーンである。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

1 保全の基本方針

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第一条の目的を達成するため、保全区域においては、次に掲げる事項を基本方針として、良好な自然環境を保全するものとする。

当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為の規制その他の当該近郊緑地の保全については、連続する丘陵部や谷戸の樹林・水辺地等を一体的に保全することを前提として、次に掲げる事項を踏まえ、前述の各ゾーンの特性に応じたものとする。

(1) 自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地等の適切な保全

保全区域全体として、樹林の減少又は分断を防止するのみならず、水辺地等を含めた近郊緑地の自然状態を総合的に保全するものとする。また、関係地方公共団体は、恒常的に保全区域全域の自然状態を把握し、適切な管理の措置を行うものとする。

また、散策等の利用に際して、利用者は、設定されたルート外への立入やオーバーユーズなどにより自然環境へ過度の負荷を与えないよう配慮をするものとし、関係地方公共団体は、啓発や情報提供等により適切な利活用を促すものとする。

なお、前述の 5 ゾーンにおいては、それぞれ次の点に留意するものとする。

- ① 「岩瀬・公田ゾーン」においては、多種の動植物の生息生育の場である丘陵部及び谷戸における樹林等の自然環境を保全する。そのため、特に自然景観を提供する丘陵部の緑地の連続性の確保に配慮しつつ、ゾーン内の樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制及び担保性の向上を図るものとする。
- ② 「荒井沢ゾーン」においては、丘陵部及び谷戸の斜面樹林や源流域の水辺地等から構成される自然環境を一体的に保全する。そのため、生物多様性の保全及び樹林による水源涵養機能に配慮しつつ、ゾーン内の多様な自然状態に影響を与える行為の規制及び担保性の向上を図るものとする。
- 関係地方公共団体は、市民の森による緑地保全施策を継続するとともに、里山における農業体験や環境学習等の様々な活動を促進するための取組を市民団体等と協力しながら行い、里山の良好な環境の保全、育成等を図るものとする。また、利用者の安全確保及び自然環境への負荷を抑制する観点から、利用者を適切に誘導するためのルート設定等により適切な利活用を図るものとする。
- ③ 「十二所・上郷ゾーン」においては、隣接するゾーンの緑地と連続する丘陵部の樹林地や散在ガ池周辺の水辺地等のまとまりをもって維持されている自然環境を保全する。そのため、これら重要な緑地の連続性に配慮しつつ、樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制を図るものとする。
- ④ 「円海山・大丸山周辺ゾーン」においては、円海山周辺から鎌倉市北東部へと連続する骨格的な丘陵部の緑地を保全する。そのため、緑地の連続性や、樹林地と水辺地等の一体性を損なう行為を規制し、また、生物多様性の保全や樹林の保水力の向上及び源流域への給水力の向上を図るため、樹林の量的な減少や質的

な劣化等の防止のための規制を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民団体等とも連携しながら多様な自然状態の維持に努めるとともに、既に指定されている円海山近郊緑地特別保全地区、市民の森等に加え、ゾーン内の重要な緑地について担保性の向上を図ることによって、丘陵部の緑地の連続的な保全を図るものとする。また、緑地が分断されている既存の開発地等において、市街地としての適切な緑化を誘導することにより、連続する周辺の緑地との自然環境のネットワーク化を図るものとする。

- ⑤「釜利谷ゾーン」においては、樹林地や水辺地等の自然環境の保全を図るため、自然状態に影響を与える行為について規制を図る。

関係地方公共団体は、自然環境の保全のため自然公園や市民の森等による現在の緑地保全施策を継続するものとする。

- (2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理等に関する多様な主体との協働

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、利用者その他近郊緑地の保全に関係する者に対し、当該近郊緑地の保全について普及啓発すること等により、緑地の保全に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境又は景観の保全とその意義の普及啓発並びに環境教育の推進のため、保全区域内の緑地について、自然状態を損なわないよう留意しつつ、自然とのふれあい活動の拠点として適切に利活用を促すものとする。また、当該普及啓発及び利用者への指導及び誘導、区域内パトロール、自然環境の保全・維持・回復、農業体験等の活動にあたり、環境保全や農業体験活動等を目的とする市民団体等多様な主体と協働して取り組むこととする。

- 2 行為の規制に関する事項

保全区域においては、前項の保全の基本方針を踏まえ、当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為を抑制するものとし、特に緑地の連続性及び多種の動植物の生息生育する樹林や水辺等の自然環境の一体性を損なう行為の規制に重点をおくものとする。また、風致地区制度等、他の緑地保全に資する制度を併せて活用することにより、その許可基準とも整合を図りながら行為の届出に対する効果的な助言・勧告を行うものとする。

- 3 その他当該近郊緑地の保全に関する事項

- (1) 国及び関係地方公共団体は、保全区域及びその周辺における公共事業等の実施等においては、保全区域内の自然環境への影響に十分配慮する等、当該近郊緑地の保全に資するよう努めることとする。
- (2) 関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境の保全状況の把握に努め、届出なしに行われる行為又は虚偽の行為の届出を認めた場合は、これを是正する措置を行うものとする。
- (3) 関係地方公共団体は、必要に応じ保全区域内の良好な自然環境を維持するための樹林の間伐、下草刈り、病虫害予防措置その他の保全措置を講ずるものとする。
- (4) 関係地方公共団体は、保全区域内における緑地の荒廃・喪失を防止するため、必要に応じて土地所有者等との間で管理協定を締結し、適切な管理及び利用を図るものとする。

- 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

- 1 保全措置に関連して必要とされる施設について

保全区域内においては、次に掲げるもののうち、当該近郊緑地の適正な保全のために必要な施設の整備を行うものとする。

- (1) 当該近郊緑地の保全、適正な利活用又は普及啓発のための道路、散策路、広場、休憩所、解説板その他の施設又は設備
- (2) 立入防止柵、標識等の管理施設
- (3) 土砂崩壊防止施設
- (4) 公衆便所
- (5) 防火施設
- (6) 自然景観の保持・再生のための植栽

- 2 施設整備計画に関する事項

(1) 施設整備の基本方針

保全措置に関連して必要とされる施設については、自然環境への影響を最小限とするよう配慮しながら、自然体験活動、環境学習等の場としての利活用の促進を図るため、機能や利便性の向上のための整備、及び散策路等の安全確保のための整備やその維持管理について、地域住民や市民団体とも連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じて効果的に行うものとする。

(2) 多様な主体からの意見を反映した整備計画の策定等

関係地方公共団体は、保全区域内における施設の整備及びその維持管理に関する具体的な計画を策定するに当たっては、関係地方公共団体相互に連携するものとし、その際、学識経験者、環境保全を目的とする市民団体その他多様な主体からの意見を踏まえるものとする。

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

1 指定の方針

保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい又は特に良好な自然環境を有する重要な緑地については、これを近郊緑地特別保全地区に指定し永続的に保全する。

2 指定の基準

近郊緑地特別保全地区は、保全区域の枢要な部分を構成している土地の区域とし、次に掲げる基準に該当するものについて指定するものとする。

(1) 首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること。

この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- ①多くの首都及びその周辺の住民が参加し、秩序ある自然観察活動や保全活動が実施されるなど、自然とのふれあいや環境教育の拠点としての機能を有するものであること。
- ②保全区域内及びその周辺の土地利用の状況等に鑑み、公害又は災害の防止に必要な位置、規模及び形態を有するものであること。
- ③地域の自然特性を顕著に示していること。
- ④自然植生、豊かな野生生物の生息地等の良好な自然環境を有するものであること。

(2) 保全区域内における近郊緑地の効果的な保全のため、特に保全対策を講ずる必要があること。この基準の適合の確認にあたっては、当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の増改築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域である点に留意するものとする。

3 指定にあたって特に配慮すべき事項

「岩瀬・公田ゾーン」、「荒井沢ゾーン」及び「十二所・上郷ゾーン」における保全区域北西部の丘陵、水辺地、源流域等のまとまりをもって維持されている枢要な緑地について、緑地の連続性を考慮し一体的に保全されるよう配慮するものとする。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十七条第一項の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。